

(株)札幌エルムカントリークラブゴルフ場利用約款

第1条 (約款の適用)

札幌エルムカントリークラブ(以下「当ゴルフ場」という)を利用される方は、会員又は非会員を問わず快適で安全なプレーをお楽しみ頂くため、本約款、ゴルフ規則(JGA 制定)、当クラブ規約その他の諸規定に従ってご利用頂きます。

第2条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて本約款を確認の上、所定の受付簿に署名もしくはエルムカードを提出頂くことにより、当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条 (利用の申込み、違約金等)

プレーの予約は、原則として会員自身(複数の場合はその代表者)が、予約組数及びスタート希望時刻を明示の上、電話又はフロントで予約係に申し込んで下さい。

2 キャンセルした場合は、キャンセル料を頂くことがあります。

第4条 (暴力団等反社会的勢力の排除)

当ゴルフ場は、次の各号に掲げる場合には施設の利用及び利用継続をお断りします。

- (1) 利用者が暴力団等反社会的勢力及びその関係者であるにもかかわらず、そうでないと表明して利用の申込みを行い、又は利用の申込みを行って施設を利用したとき。
- (2) 利用者が暴力団等反社会的勢力若しくは その関係者であること又はそのおそれがある者であると認められるとき。
- (3) 利用者が粗野な振舞いを行い、又は刺青(シール等類似のものを含む)をしているなど、他の利用者に不快な思いをさせ、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 偽名又は他人名義により利用の申込みが行われたとき。

第5条 (施設利用の拒絶)

当ゴルフ場は、次の各号に掲げる場合には施設の利用及び利用継続をお断りすることがあります。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 非会員については、会員の同伴又は紹介がないとき。
- (3) 利用者が暴力的行為又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなし、若しくはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 天災、降雪、大雨その他止むを得ない事情により施設の利用ができないとき。
- (5) 技術が著しく未熟で他人のプレーに迷惑をかけたとき。
- (6) ルール・マナーを守らないとき又は警告を無視しスロープレーを改めないとき。
- (7) その他本約款に違反した場合又は当ゴルフ場の施設の利用に当たり好ましくない事由がある場合。

第6条（休業日、開場時間等）

当ゴルフ場の休業日、開場時間及び施設の利用時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的にこれを変更することがあります。

第7条（金銭その他貴重品）

金銭その他貴重品については、貴重品ボックスをご利用下さい。

- 2 貴重品ボックスが満杯であり、又はボックスに収容できない場合は、フロントにお預け下さい。この場合、お預り品は、持参人に限り預り証と引き換えにお返しいたします。
- 3 貴重品の預り証を紛失した場合は、直ちにフロントにお届け下さい。
- 4 貴重品ボックス及びロッカーの鍵は、自己責任で管理して下さい。
- 5 貴重品ボックス、ロッカー、浴室、コース等における盗難、紛失等の事故については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第8条（携帯品、自動車等）

携帯品並びに駐車中の自動車（車載品を含む）の盗難、毀損等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第9条（宅配便の取扱い）

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズ・ケース等については、お取次ぎします。ただし、取次中の物品の盗難、紛失、損害等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第10条（危険防止及びエチケット・マナーの遵守）

プレーヤーは、ゴルフ時に危険を伴う場合があるため、エチケット及びマナーを守るとともに、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任により安全確認の上プレーして下さい。

第11条（ティーインググラウンドにおける素振り）

クラブの素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外においては行わないで下さい。

- 2 打者以外のプレーヤーは、みだりにティーイングエリア内に立ち入らないで下さい。

第12条（飛距離の確認）

後続組のプレーヤーは、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を判断して、先行組に打ち込まないように打球して下さい。

第13条（キャディー等の合図）

キャディー及びフォアキャディーの合図並びに信号機の設置あるホールの青信号は、先行組が通常の飛距離より前進したと判断されるときは合図ですから、合図があっても、打者は自己の飛距離を判断して安全確認の上打球して下さい。

第14条（打者の前方へ出る行為の禁止）

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

- 2 打者の前方に出た結果により生じ、又はプレーヤー同士により生じた事故については、プレーヤー同士により解決して頂くこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第15条（隣接ホールへの打込み）

プレーヤーは、隣接ホールへの打込みは特に危険であるため、自己の飛距離及び飛行方向について適切に判断の上、慎重に打球して下さい。

- 2 隣接ホールに打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図の上、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分気を付け打球して下さい。

第16条（退避及び退避所）

先行組のプレーヤーは、後続組に打球させるときは、打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。この場合、退避所があるときは、退避所内に退避して下さい。

第17条（ホール・アウト後の退去）

ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンから去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。

第18条（雷の発生時の措置）

雷が発生し又は雷鳴が近づいてきた場合は、当ゴルフ場又は従業員の指示の有無にかかわらず、自己の判断で直ちにプレーを中止し、避雷所、クラブハウス、茶店その他の安全な場所に退避して下さい。

- 2 当ゴルフ場のサイレン等による雷警報発令後もプレーを継続して事故に遭った場合には、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第19条（乗用カートの使用）

乗用カート(立乗りカートを含む)のご使用は、自動車の運転免許を有する方に限ります。

- 2 運転手は、カート利用約款およびカートに掲示の注意事項を遵守し、コース内の案内表示、キャディー等係員の指示に従って安全運転に努めて下さい。
- 3 乗用カートが故障し又はそのおそれがある場合は、直ちに係員に申し出て下さい。

第20条（火気の使用禁止）

クラブハウス及びコース内における火気の使用は、指定箇所以外では厳禁とし、マッチの燃え滓、煙草の吸い殻は必ずよく消して灰皿に入れて下さい。

第21条（プレー終了後の用具等の確認）

利用者がプレーを終了した場合は、クラブその他の用具を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。

- 2 ゴルフ用具等の確認後のクラブ等の不足、瑕疵等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第22条（損害賠償の責任）

利用者の故意又は過失により当ゴルフ場の従業員又は施設、備品等に損害を与えた場合は、その損害を賠償して頂きます。

2 利用者が非会員である場合は、同伴会員又は紹介した会員も連帯し、その損害額の支払債務の履行を保証して頂きます。

第23条（施設内への物件等の持込み禁止）

当ゴルフ場の施設内には、次の各号に掲げる物件等の持込みを禁止します。

- (1) ペット等動物
- (2) 銃砲刀剣類等の危険物
- (3) 火薬等発火・爆発のおそれのあるもの
- (4) 騒音を発するもの
- (5) その他他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

第24条（施設内での諸行為の禁止）

当ゴルフ場の施設内では、次の各号に掲げる行為は禁止します。

- (1) 賭博その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売、宣伝、広告等の行為
- (3) 利用者以外の者のコース内への立入り
(特に許可する場合を除く)
- (4) 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為
- (5) 施設の器具、備品等を持ち出す行為

第25条（約款違背の場合の責任）

利用者が本約款に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合又は自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

第26条（服装）

当ゴルフ場における服装は、別に推奨する基準を尊重願います。

第27条（忘れ物）

当ゴルフ場内における忘れ物は、発見の日から3か月間お預かりします。ただし、下着類その他腐りやすい物は、この限りではありません。

2 忘れ物は、本人であることを証明して期間内にお受け取り下さい。

第28条（プレー料金）

利用者が1ホール以上プレーを行いホール・アウトした場合には、所定のプレー料金をお支払い頂きます。

第29条（信義則）

当ゴルフ場の規約及び本約款に定めのない事項については、ゴルファーの精神に則り、信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

第30条（約款の改正）

本約款は、(株)札幌エルムカントリークラブがコース運営状況等により改正いたします。

附 則 本規約は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。